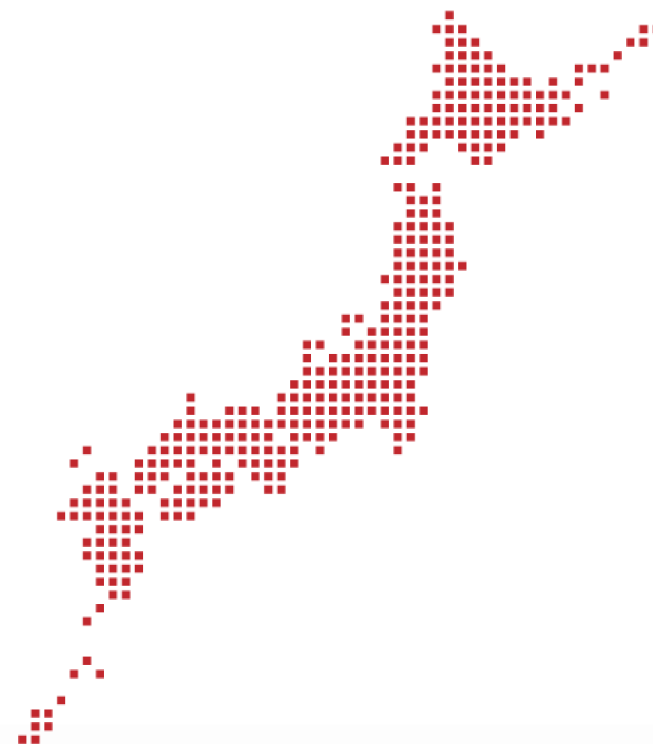




関東農政局管内版

令和5年度版 農地中間管理事業の事例集

令和6年12月
農林水産省



農地バンクの中間保有を活かして大規模担い手の離農に対応

「取組のポイント」

- 農地バンクの中間保有(期間)を活かし、再転貸先を調整
- 機構集積協力金の活用による営農環境の改善

地区の概要

西総地区は、町の南部に位置する都市的地域で、水稻を中心とした土地利用型作物が生産されている。
平成25年1月、地区を包括する地域の人・農地プランが作成され、地域農業の将来の在り方を話し合う等、早くから人と農地の問題解決に向けた取組が実施されてきた。
このような中、令和5年には、地区で大規模(経営面積約30ha)に経営する担い手が健康上の理由で離農することとなり、農地の新たな受け手の確保が喫緊の課題となった。

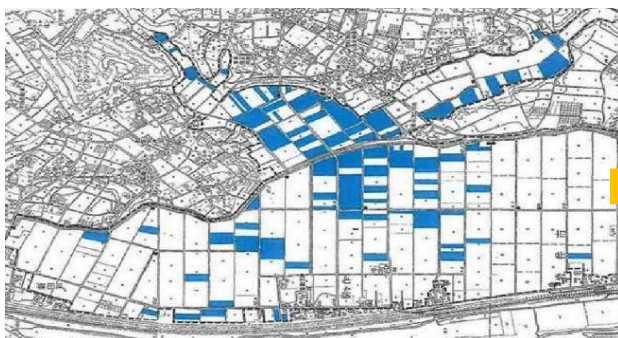
取組の成果

- 急な離農でも、農地バンクの中間保有期間中に新たな担い手を検索する時間を確保できたことから、バンク事業の有効性を地域全体が理解

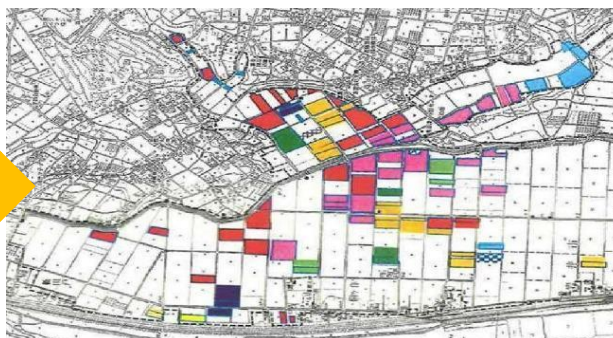
取組の内容

- ① 令和5年、地区で大規模に経営する担い手が健康上の理由で離農することとなり、当該担い手が農地バンクから借り受けていた農地(貸借の残存期間3年～8年)の新たな受け手の確保が地域全体の課題となった。
- ② このため、農地バンクは、担い手と合意解約した農地について保全管理を行った上で、令和5年度中に、新たな担い手(13経営体)の経営規模の拡大や集約化の要望に配慮して、合意解約した全ての農地を貸付け(再転貸)。地域では、機構集積協力金を活用して営農環境を改善。

再転貸前



再転貸後



○地区における農地利用

	再転貸前	再転貸後
担い手が経営する面積	64.8 ha	77.4 ha
担い手の集積率	40.5 %	48.4 %



20年後の営農ビジョン構想に基づく担い手の農地集積

「取組のポイント」

○ 農地整備事業を契機として、集落営農法人や新規就農者の集積・集約化を実現

地区の概要

海道地区は、平坦な水田地帯である。近年は、農業者の高齢化（平均72歳）による離農が進み、農地の荒廃化や地域農業の維持が危惧されていた。

このため、農地を守り、農業を次世代に継承するため、バンク事業と農地整備を実施し、これを契機に農地の受け皿として集落営農法人が設立され、農地整備地区内に新規就農者のいちご団地を創設して地域農業を維持するための環境を整備した。

取組の内容

- ① 地区では、平成29年、農地整備を契機に、農業者を中心に20年後の目標として「地域営農ビジョン構想」を独自策定。将来にわたり農地を有効活用するため「全てに農地中間管理権を設定」、「集落営農法人を設立」、「新規就農者用のいちご団地の創設」等を規定。令和2年、米麦農家で「（農）海道ファーム」を設立。
- ② その際、農地バンクは、県（農業振興事務所）や市、市農業公社、県土連、土地改良区と連携し、農地整備に係る協議を定期的に実施。農地バンクを中心に、整備農地の所有者（73名）に対し、バンク事業のメリットや手続きを説明。海道ファームが農地集積・集約化し、新規就農者がいちご団地を利用すること、機構集積協力を営農経費に活用できることを説明。
- ③ バンク事業と農地整備で担い手の農地集積・集約化と円滑な新規就農を実現。地域では、交付された協力金を担い手の機械導入等に充て、初期投資の軽減と作業効率を向上。

取組の成果

- 20年後の目標を定める「地域営農ビジョン構想」を策定し、関係者が方向性を共有
- 農地整備を契機に、新設法人等の担い手14名が農地集積・集約化
- 新規就農者8名は、いちご団地（1区画50a）で円滑に営農を開始（R7：4名、R8：1名予定）

農地中間管理事業の農地



地区内農地面積	70.3 ha	
農地バンク活用面積	借入面積	60.9ha（出し手73名）
	転貸面積	60.9 ha（受け手14名）
	新規集積面積	46.8 ha
集積面積	（機構活用前） 13.4 ha （機構活用後） 60.9ha	
集積率	（機構活用前） 19.1% （機構活用後） 86.6 %	



遊休農地を解消し、畜産法人が農地を集積・集約化

「取組のポイント」

- 関係機関の連携による機構集積協力金(地域集積協力金)を活用した遊休農地の解消
- 僅かな表土でも栽培可能な牧草の栽培による飼料問題の解決

地区の概要

干俣バラギ地区は、昭和40年代以降に農用地等開発事業が実施されたが、その後、春先の融雪や豪雨等の影響で表土が流出し、埋もれていた火山堆積岩が多く出現した。石礫で農業用機械が壊れるため、徐々に農業者が耕作を断念し、遊休農地の発生が課題となっていた。遊休農地が獣の隠れ家となり、周辺農地の鳥獣被害が増加し、農業者の営農継続に対する士気も下がっていた。

取組の内容

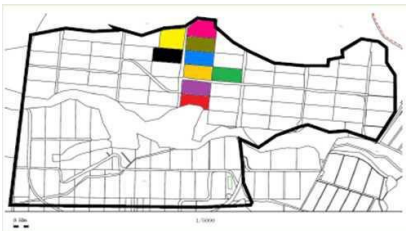
- ① 石礫による農業機械の破損が広範囲で多数発生したことから、平成6年頃から耕作を断念する農家が目立ち始めた。事態を重くみた農業委員会は、平成24年頃から試験的な石礫除去を行ったが、予想を上回る量・大きさの石礫が出土したため、広範囲で除去は、労力やコスト面から不可能と結論。
- ② 農業委員会会長が解決策を模索する中、表土が薄くても牧草栽培は可能と考え、周辺市町村も含めて受け手を探索。隣町の畜産農家が大規模にまとまった牧草地を探しているとの情報を入手。
- ③ 令和2年度以降、農業委員・最適化推進委員を中心に、所有者等の意向把握・調整を実施。農地バンクや県(吾妻農業事務所)、農業委員会は、受け手等に対し、バンク事業のほか、地域集積協力金の活用で遊休農地の再生費用を補填できること等を説明。地域集積協力金を活用して遊休農地を解消し、畜産農家は約4.5haの農地をバンク事業で借り受け。農地バンクは、受け手の円滑な経営規模の拡大・発展等に結び付けた。
- ④ この活動をきっかけに、同様の課題を抱える地区でも遊休農地を解消して牧草地として活用するなど、村全体で遊休農地の解消・発生抑制、担い手の経営規模の拡大の機運が高まっている。

取組の成果

- 4.5ha(所有者9名)の遊休農地を全て解消し、担い手(1法人)が借り受け



バンク活用前(R1)



バンク活用後(R2)



農地バンク 活用面積	借入面積		4.5ha		
	転貸面積		4.5ha		
	新規集積面積		4.0ha		
地区内農地面積	36.1ha				
集積面積・集積率	事業 実 施 前	0.5ha(1.3%)	事業 実 施 後	4.5ha(12.4%)	
平均経営面積		0.5ha/経営体		4.5ha/経営体	
平均団地面積		0.5ha/団地		4.5ha/団地	

地域計画策定と連動した担い手への農地集積・集約化の推進



「取組のポイント」

○ 同一の条件の賃料を統一して集積・集約化を推進

地区の概要

大芦地区は、20a区画の基盤整備済の水田地域であるが、集落介在農地の賃借条件の調整等ができず、農地の集積・集約化が遅れていた。
このような中、地域計画策定に向けた地域の話合いを契機に、賃料の統一や機構集積協力金の活用が得られ、バンク事業を活用した担い手への農地集積・集約化を進めている。

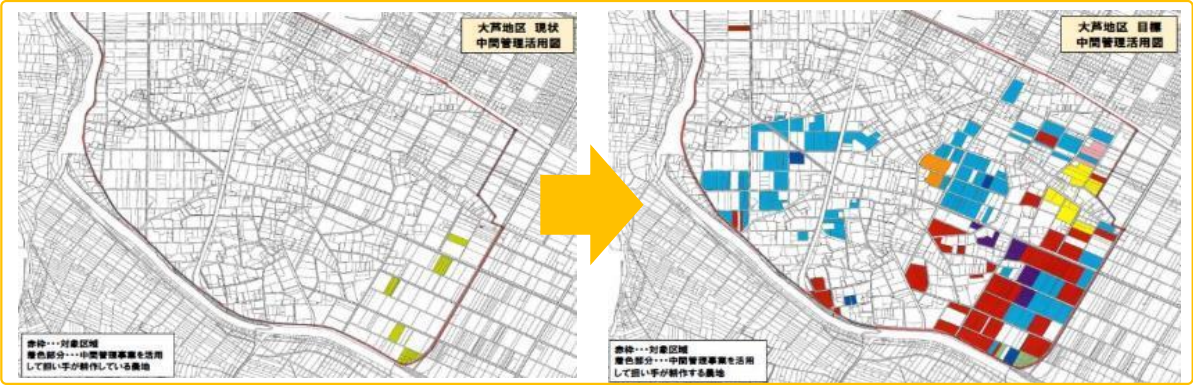
取組の内容

- ① 地区では、自作地が多く、バンク事業は活用されてこなかったが、農地の遊休化等の地域課題の解決のため、最適化推進委員から市に対し、バンク事業の推進を提案。市（農政課）と耕作者が協議し、令和4年度からバンク事業の推進に向け話合いを開始。
- ② 最適化推進委員を中心に関係機関が連携して話合いを進め、バンク事業を活用し、同一地域・同一条件の賃料を6,000円／10aに統一することで集積・集約が円滑になることを認識。
- ③ 地区では、機構集積協力金（19.6ha）を活用して共用の管理用トラクターを導入。農地バンクとして、担い手が耕作しやすい環境を整備し、効率的な農地利用を実現。
- ③ 地域計画策定に向けた協議の場では、現況の耕作図を基に、農地の将来の在り方について議論した結果、現状の耕作者11名から、今後、若手2名がバンク事業を活用して農地を集約する。

取組の成果

- 最適化推進委員によるバンク事業の推進に加え、地域計画策定に向けた協議の場を効率よく活用して話合いを行った結果、活用率が増加【バンク事業活用（面積）の割合】
1%（R4） → 38%（R5）
- 集約化奨励金を活用し、担い手に集約化【同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合】
2.9%（R4） → 27.3%（R5）

取組前 → 取組後

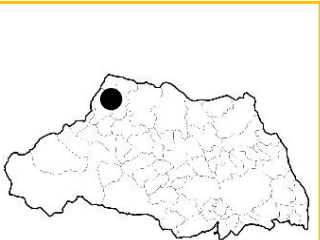


地区内農地面積	80.2 ha	
機構活用面積	借入面積	30.3 ha
	転貸面積	30.3 ha
	新規集積面積	29.1 ha
集積面積	（機構活用前） 1.2 ha	（機構活用後） 30.3ha
集積率	（機構活用前） 14.2 %	（機構活用後） 31.6%
平均経営面積	（機構活用前） 2.8ha/経営体 （機構活用後） 6.3ha/経営体	

児玉地域全体(4市町)が連携してバンク事業の取組を推進

「取組のポイント」

- 市町ごとに、毎年、重点推進地区を設定
- 関係機関が事業推進の方向性を共有して事業を推進



児玉地域
(本庄市、美里町、
神川町、上里町)

地区の概要

1市3町からなる児玉地域では、地域の営農環境が似ているため農業者が複数市町で耕作することが多く、行政(市役所や町役場)の距離も近いことから、関係機関の情報交換や連携が密に図られている。バンク事業の創設当初に地域内の事業推進の方向性を関係機関で共有しており、その認識が現在でも途絶えることなく根付いている。

取組の内容

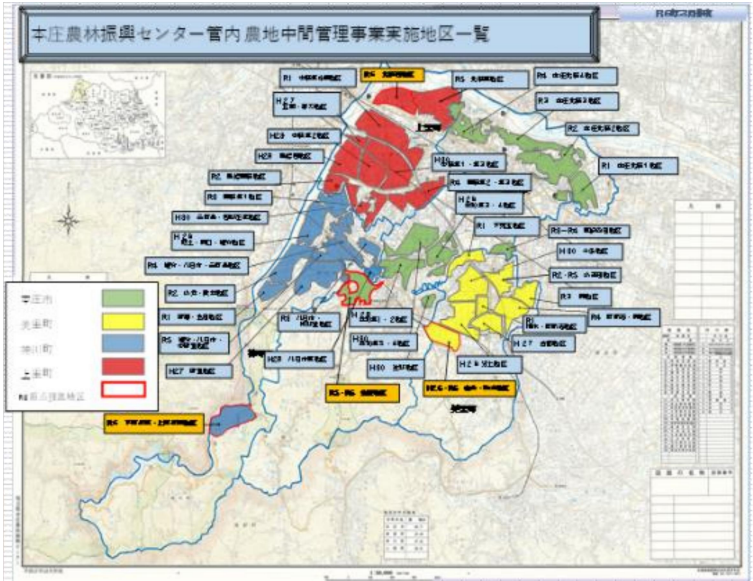
- ① 県農林振興センター、市町、農業委員会、農地バンク等では、バンク事業創設当初から、農地の集積・集約を図り、10年間で市町の主要な地区をバンク事業でカバーするため、毎年、市町ごとに、新規の重点推進地区を1地区以上設定(令和6年までに39地区の重点推進地区を設定)。
- ② 農地バンクでは、県農林振興センター(県下8箇所)に機構コーディネーター(農地相談員)を配置。児玉地域の担当は、地域の実情に詳しいベテランが駐在し、バンク事業推進の方向性について関係機関で共通の認識が引継がれるよう、きめ細やかに助言し、関係機関の連携が強化。
- ③ バンク事業の推進にあたっては、関係機関の担当者が、多数の農地を所有する地権者を中心に戸別訪問し、バンク事業の内容や活用のメリットを説明。市町管轄のJAであるJA埼玉ひびきのでは、令和6年、事業推進のための専門員(1名)を配置し、体制を強化。

取組の成果

- 令和6年度までの10年間で、4市町の農地(農用地区域)の約7割を重点推進地区がカバー
- 農地バンクの活用面積は、5年前と比較して約2倍(令和6年)に増加し、担い手が円滑に経営規模を拡大
- 今後、重点推進地区の取組を未設定地区にも横展開し、地域全体で担い手の農地集積・集約化を推進

推進10年の取組実績()内は平成30年(推進5年目)の実績値)

	全体	本庄市	美里町	神川町	上里町
重点地区耕地面積	3,197 ha (1,378 ha)	874 ha (371 ha)	641 ha (366 ha)	806 ha (331 ha)	876 ha (311 ha)
農振農用地面積に占める割合	69 % (30 %)	50 % (21 %)	60 % (34 %)	94 % (38 %)	92 % (33 %)
機構活用面積	1,060 ha (534 ha)	257 ha (139 ha)	316 ha (175 ha)	189 ha (119 ha)	299 ha (100 ha)
農振農用地面積に占める割合	23 % (12 %)	15 % (8 %)	30 % (16 %)	22 % (14 %)	31% (10%)





南房総市

遊休農地を解消して、担い手が農地を集積

「取組のポイント」

- 農地バンクが旧農地利用集積円滑化団体と連携して遊休農地を解消
- 担い手が農地を集積、更なる規模拡大による経営の安定化に寄与

地区の概要

白浜地区は、花きや露地野菜等が生産される中間農業地域である。農業者の高齢化や後継者不足による担い手の確保が喫緊の課題となっていた。加えて、主要な担い手であった法人の経営規模の縮小で、遊休農地の発生や地域の荒廃化の進展も懸念されていた。

取組の内容

- ① 農地バンクは、令和5年8月、遊休農地解消緊急対策事業のリーフレットを作成し、関係機関（市町村、農業委員会等）に配布して内容を周知するとともに、説明会や意見交換も通じて理解を醸成。
- ② このような中、地域から「高齢化による離農で遊休農地を何とかできないか」との問い合わせを受けた市は、事業の実施の可否について農地バンクに相談。
- ③ 農地バンクは、旧農地利用集積円滑化団体として農地や担い手の状況を把握する（一財）南房総農業支援センターに連絡。センターは、経営規模の拡大を志向する担い手（1名）に対して農地の借受を打診し、了解を得た。
- ④ これを踏まえ、農地バンクは、県（農地・農村振興課）と連携し、手続きやスケジュールを市やセンターと調整。遊休農地の解消作業はセンターに委託する等、関係機関と十分に連携。
- ⑤ 担い手は、農地バンクから借り受けていた農地を含め、4.7ha（事業対象：80a）をまとまった形で利用し、生産コストの削減や生産量の増加等、経営を安定化。

取組の成果

- 旧農地利用集積円滑化団体と連携して遊休農地80aを解消
- 担い手は、解消農地を含めた4.7haをまとまった形で利用
- 解消農地で中国野菜を作付けるなど、経営規模を拡大、生産コストの削減等を実現

遊休農地の解消



事業概要

①事業量	7,927㎡
②総事業費	328,968円
③工種	草刈り・耕起・整地
④工事期間	令和6年2～3月
⑤作業者	（一財）南房総農業支援センター



西多摩地区
(青梅市、あきる野市、
瑞穂町、日の出町)

現地コーディネーター派遣で円滑な新規就農を実現

「取組のポイント」

- 農地バンクの現地コーディネーターを市町村に派遣し、促進計画案の作成等をサポート
- 活動で収集した農地情報を新規就農希望者のあっせんに活用し、円滑な農地確保を実現

取組の契機

令和5年4月の法改正を受け、農地バンクは、西多摩地区4市町(青梅市、あきる野市、瑞穂町、日の出町)に現地コーディネーターを派遣し、業務を支援した。また、都内での新規就農希望者からの相談が増加しており、現地コーディネーター活動で得られた貸付け希望農地の情報を集約し、新規就農時のあっせんに活用して円滑な農地確保を実現した。

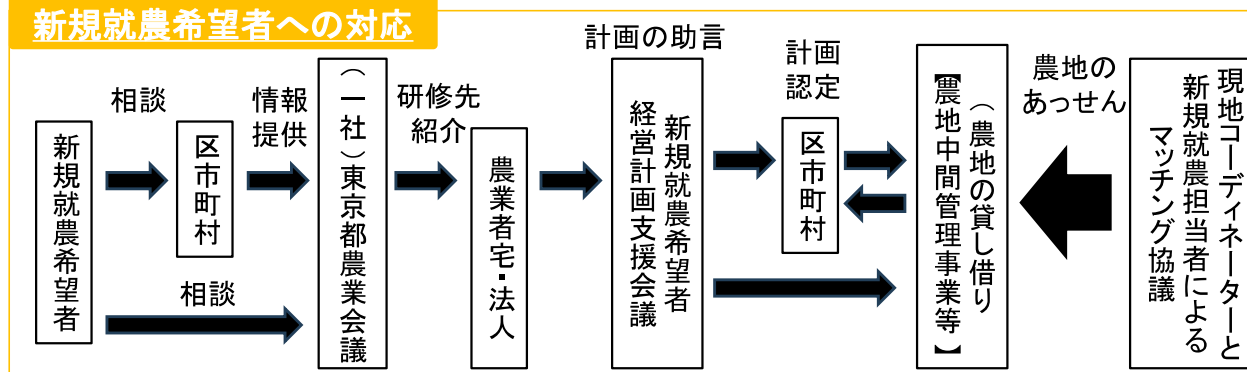
取組の内容

- ① 基盤法の改正を受け、農地バンクは、事業の周知や推進、地域計画の策定に向けた市町村の取組を支援するため、職員4名を現地コーディネーターとして、西多摩地区の4市町の農業主管課(農業委員会事務局を兼務)に、各1名を週1回派遣。
- ② 現地コーディネーターは、市町村による農用地利用集積等促進計画案の作成において、書類の確認等を実施してサポートするほか、出し手・担い手へのバンク事業の説明や農地マッチング等を実施。また、地域計画の策定に向けた支援として、出し手・担い手への意向アンケートの作成補助や協議の場に参画。さらに、農業委員会と連携して、貸付け希望農地の情報を収集。
- ③ 東京都農業会議(農地バンク)には、年間約100件の新規就農相談が寄せられており、現地コーディネーターが現場活動で収集した貸付け希望農地の情報を集約し、随時、市町の新規就農担当者に共有。市町の担当者が新規就農希望者に農地のマッチングを実施する等、新規就農者の円滑な農地確保を支援。

取組の成果

- 現地コーディネーター派遣で法改正に伴う市町の円滑な制度移行に寄与
- 1市では地域計画の協議の場に2回参加(他市町でも計画策定に向け連携)
- バンク事業で担い手が7.3ha(4市町)の農地を集積
- 新規就農相談やコーディネーターの情報収集で、貸付希望者と新規就農者をマッチングし、円滑な新規就農を実現(令和5年:4名(都内))

新規就農希望者への対応





南足柄市

担い手への農地集積を通じて特産品の原料の生産拡大をサポート

「取組のポイント」

- 農地バンクが関係機関と連携し、耕作放棄地の発生を防ぐため受け手を掘り起こし
- 受け手は、農地を集約化等して生産効率が向上させ、特産品の原料となる大豆の生産を拡大

地区の概要

生駒地区は、河川と住宅街に囲まれた水田地帯である。近年では、農業者の高齢化（平均年齢75歳）に伴う離農者の増加により、耕作放棄地の増加が懸念されていた。
このような中、農地バンクは、市と連携して農地の貸出希望者を洗い出し、市内で大豆を生産している担い手（農地所有適格法人）がバンク事業で農地を借り受けるなど、担い手の経営規模の拡大につなげた。

取組の内容

- ① 生駒地区は、近年、農業者の高齢化に伴う離農者の増加により、耕作放棄地の増加が地域の課題となっていた。この課題を解決するため、農地バンクは、令和6年、市（産業振興課）と連携し、農地情報の共有を行い、農地の貸出希望者（10人）の洗い出しを行うとともに、現地の調査を行い、農地の受け手の掘り起こしを実施。
- ② この結果、地域で小麦や米、大豆等を生産している農地所有適格法人が、取引先である隣接市の老舗味噌蔵（1850年創業）から原料の安定供給を求められており、経営規模を拡大したいとの意向があることを把握。当該法人は、1.8ha（18筆）の農地をバンク事業を活用して借り受け。
- ③ 法人の経営規模が拡大（9.2ha→11ha）して経営の安定・発展につながるとともに、地域で人気のある特産品（味噌）の原料である大豆の生産拡大につながった。

取組の成果

- 農地バンクと市が連携し、担い手（農地所有適格法人）にマッチング
- 担い手は、まとまった農地で経営規模を拡大（地区の農地集積率0%→22%に増加）
- 特産品の味噌の原料である大豆の生産拡大に寄与し、伝統の味を地域が支える

農地中間管理事業の農地

機構活用前 → 機構活用後



地区内農地面積	8.3 ha	
農地バンク活用面積	借入面積	1.8ha
	転貸面積	1.8 ha
	新規集積面積	1.8 ha
集積面積	（機構活用前） 0 ha	（機構活用後） 1.8 ha
集積率	（機構活用前） 0 %	（機構活用後） 22 %
平均経営面積（担い手）	（機構活用前） — ha /経営体	（機構活用後） 1.8 ha /経営体



韮崎市

新規就農者向け農用地の整備と貸し付け

「取組のポイント」

- 荒廃した樹園地を農地バンクが借り受けて再生整備
- 地元の生産者団体と連携して苗木を育成・管理し、成園化後に新規就農者に転貸

地区の概要

新府地区は、中山間地域に位置するモモの栽培が盛んな地域である。

近年、高齢化の進行に伴う離農の増加などで荒廃農地の増加が課題となっていた。このため、農地バンクが荒廃農地を借り受けて再生し、モモの苗木を植え付けて3年間育成、成園化した後に、新規就農者に転貸し円滑に就農した。

「3年苗木事業」とは

農地バンクが中間保有中の3年間で苗木を育成し、成園化後に新規就農者に貸し付ける山梨県独自の事業

取組の内容

- ① 荒廃農地が増加する中、令和2年、農地バンクと県（担い手・農地対策課、中北農務事務所）、市町村等が連携し、地域会合や就農相談等を通じて、出し手に「機構借受農地整備事業（県単）」、受け手に「3年苗木事業（県単）」のメリットなどを説明。
- ② 農地バンクは、令和3年、新規就農用の農地として荒廃農地0.4ha（貸借期間：17年間）を借入。「機構借受農地整備事業」を活用し、古木の伐採や抜根等を行い、園地を再生。
- ③ その後、農地バンクは、再生した園地に「3年苗木事業」を活用し、モモの苗木を新植。新規就農希望者の研修が修了するまでの3年間は中間保有。この間の苗木の育成等は、生産者団体に有償で委託。
- ④ 新規就農者は、研修修了後、中間管理権の残存期間（14年）で借受。初年度から収益を確保し、就農後の経営安定を実現。

取組の成果

- 農地バンクが荒廃農地を再生し、病害や鳥獣害の発生要因を解消
- 新植した苗木を地元生産者団体が育成・管理し、地域の特性に応じた樹形を実現
- 新規就農者は、成園化した農地を円滑に確保し、初年度から収益を上げ、経営が安定

【利用者（新規就農者）の声】

- 通常、モモの新植では、収益を数年間得られないが、借受初年度から収穫でき収益を上げることができた。

農地中間管理事業の農地

荒廃した園地（R2年度）



成園化後（R6年度）





樹園地を再生し、バンク事業で担い手の農地集約を支援

「取組のポイント」

- 長野県下初の農地中間管理機構関連農地整備事業を実施
- 1筆あたりの面積が拡大し、作業効率がアップ

地区の概要

綿内東町地区は、りんご中心の果樹産地である。近年は、高齢化等による離農に加え、急傾斜で狭小な農地のため作業効率が悪い等で遊休農地が増加していた。このため、住民主導で話し合いを行い、バンク事業と連携した基盤整備の実行委員会（地区124名中37名により構成）を設立し、樹園地を再生して効率的で収益性の高い果樹経営に転換した。

取組の内容

- ① 平成29年8月、地区の有志が農地整備事業実行委員会（当初は準備会）を設立。農業委員を中心に所有者や担い手に対し、バンク事業と連携した基盤整備の実施を粘り強く説明。地域の合意形成を図り、全農地（約15ha）を対象に県内初の機構関連農地整備事業の実施を決定。
- ② この間、農地バンクは、県（長野地域振興局）や市（森林農地整備課）、市公社、実行委員会と連携し、バンク事業のメリットや手続き、スケジュールを説明。
- ③ 基盤整備事業で傾斜地をテラス状に整備し、防除機械や高所作業車の安全走行が可能に。1筆あたりの面積が拡大し、作業の効率化を実現。
- ④ 県では、これを契機に地域で「りんご高密度栽培」や「新わい化栽培」の導入。「県オリジナル品種」を推進し、効率的で収益性の高い果樹経営への転換ビジョンを掲げ、新規就農者6名を含む約40名の担い手を確保。

取組の成果

- 遊休農地を含め、基盤整備で営農条件が改善し、高収益・省力化技術の導入で作業を効率化
【遊休農地率：約5割→0】
- バンク事業で担い手の農地集積を加速
【集積率：約2割→約8割】
- 若手の担い手が参入し、将来にわたって果樹経営の存続を期待
【50歳未満の担い手率：0→約3割】
- 【利用者（新規就農者）の声】
- 農地を確実に借受できるため、就農計画が立てやすかった。

中間管理事業及び農地整備事業の対象農地の状況（清水工区）

整備前：遊休荒廃農地が増加

整備後：営農条件の改善、農地集積加速



地区内農地面積	14 ha	
農地バンク活用面積	借入面積	14 ha
	転貸面積	14 ha
	新規集積面積	14 ha
集積面積（担い手）	（機構活用前） 2.8ha	（機構活用後） 12ha
集積率（担い手）	（機構活用前） 18.5%	（機構活用後） 84 %
平均経営面積（担い手）	（機構活用前） 0.1ha /経営体	（機構活用後） 0.4ha /経営体

注1: 数値は一時利用指定時点で今後変動する場合がある
注2: 「担い手」は農地中間管理機構関連農地整備事業の定義による

若手農業者が基盤整備構想を策定し、担い手の農地集約化を実現



島田市

「取組のポイント」

- 若手農業者が中心となり、地区の基盤整備構想を策定
- バラバラだった畝や区画の方向を解消し、複数の新品種の導入で作業効率を向上

地区の概要

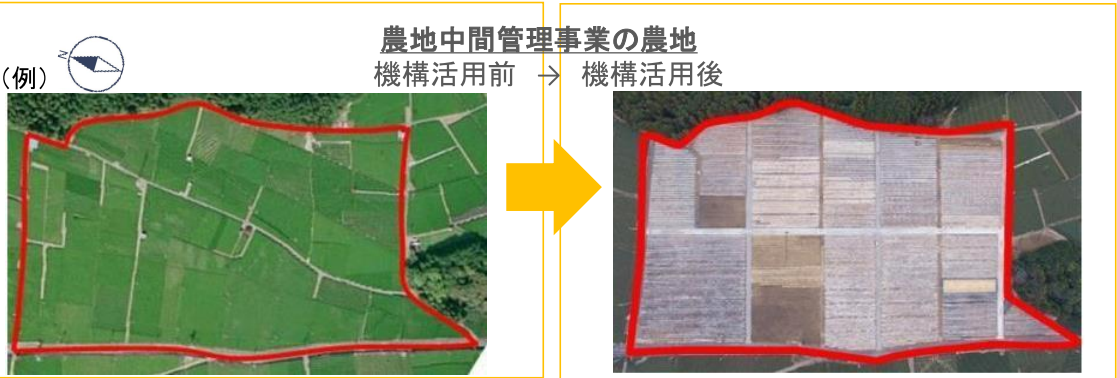
西原地区は、主に茶が生産されているが、茶園は狭小で畝や区画の方向がバラバラなため、円滑な管理作業が困難となっていた。
このため、地域の若手農業者を中心に「西原地区基盤整備勉強会」を立ち上げ、将来にわたって安定的に茶生産ができるよう、基盤整備の実施とバンク事業の活用による担い手の農地の集積・集約化を実現した。

取組の内容

- ① 平成24年、担い手不足を解消し、農地の大区画化のため、地域の若手農業者4名が中心となって「西原地区基盤整備勉強会」を立ち上げ。基盤整備による農作業の効率化に向け議論。「基盤整備構想」を策定。
- ② 構想に基づき基盤整備を実施（平成27～29年）し、狭小で、畝や区画の方向がバラバラだった茶園を50m区画に整備。整備前の81筆（42団地）から整備後には27筆（11団地）に大区画化。農業者は30戸から11戸になり、バンク事業で経営規模の拡大や農地集約化を実現。
- ③ 基盤整備の実施にあたり、農地バンク（相談員）は、作業性と日照を考慮し、畝の方向を南北に統一することを提案。これで乗用型管理機の導入が可能となり、作業性が向上。
- ④ 併せて、摘採時期が異なる新品種（やぶきた、さえあかり、きらり31、おくみどり）を導入。摘採時期を分散させ、農業用機械を効率的に利用し、コストを削減。

取組の成果

- 基盤整備で81筆から27筆に大区画化。受け手11戸（事業実施前30戸）が乗用型管理機を導入し、作業効率が3～5倍向上
- 作業効率の向上に伴い、経営面積の更なる拡大が可能になった
- 需要や地域特性に応じた生産への転換の先駆けとして、他の産地のモデルになった



地区内農地面積	5 ha	
集積面積	（機構活用前） 1.7ha	（機構活用後）4.9ha
集積率	（機構活用前） 34%	（機構活用後）98 %
筆数	（機構活用前） 81筆	（機構活用後）27筆